

障精発第0729001号  
平成16年7月29日

各〔都道府県  
指定都市〕精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神保健福祉課



平成16年度精神保健福祉資料の作成について（依頼）

標記について、業務の参考としたいので、別紙様式により作成の上、平成16年10月29日（金）までに報告願います。

## 平成 16 年度精神保健福祉資料の作成について

### 1. 調査の目的

この調査は、精神保健福祉施策推進の資料とするため、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課が毎年 6 月 30 日付けで実施しているものです。

16 年度は 15 年度と同様、「精神保健福祉の改革に向けた今後の対策の方向」（精神保健福祉対策本部中間報告）に基づく検討等を踏まえ、調査項目の変更を行いました。

### 2. 調査票作成の手引き

- 1) 本調査は、提出書類件数報告および個票から構成されます（別添 1）。提出書類件数報告および個票の様式の入ったフロッピーディスクを添付しておりますのでご活用ください。
- 2) 16 年度調査票の変更箇所については別添 2 にまとめました。
- 3) 調査票に用いた用語の定義につきましては各個票に記載しておりますが、ご不明の点がありましたら担当者までお問い合わせください。  
回答は「該当するものの選択（○印をつける）」もしくは「数値の記入」によります。
- 4) 個票 1～13 は精神病院、個票 14～16 は精神科診療所等、個票 17～18 は精神病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等、個票 19～24 は社会復帰施設等、個票 25～28 は都道府県・政令指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いします。
- 5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課に個票をお送りいただくときは、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入してください。
- 6) 二次医療圏コード一覧と病院・施設コード一覧（精神病院、精神科診療所等、精神病院・精神科診療所以外のデイケア等、社会復帰施設の 4 種）は、添付したフロッピーディスクに入っている様式を用いて作成してください。
- 7) 都道府県コードは、別添 3 の都道府県・政令指定都市コードをもとに記入してください。
- 8) 二次医療圏コードについては、コード番号を 1 から通し番号でお付けください。
- 9) 二次医療圏コード一覧および病院・施設コード一覧
  - (1) 病院・施設コード番号について  
精神病院、精神科診療所等、精神病院・精神科診療所以外のデイケア等、社会復帰施設の 4 種それぞれコード番号を 1 から通し番号で付けてください。  
平成 15 年度までの調査で、すでに 1 番からの連番を付けている場合、病院の廃止・統合や市町村合併による欠番は新規・既存の病院で埋めずに、欠番のままとしてください。  
各都道府県・政令指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3 桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・政令指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けないようにしてください。  
社会復帰施設コードを、施設種別ごとに整理分類される場合は、百の位を変えて（101 番～、201 番～・・・など）いただいて結構です。

## (2) 病院・施設名について

大学病院は、大学名から記載してください。(〇〇大学△△△附属□□□病院) また大学名を略名で記載しないようにしてください。

法人病院(施設)の「法人名(〇〇法人△△会など)」は病院名に冠して記載しないでください。(同じ都道府県・市の中で同名の病院を有する場合のみ、病院名に続けて括弧書きで法人名を記載してください。)

都道府県立病院(施設)、その他の公立病院(施設)は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。

## (3) 変更状況欄について

新規追加・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、病院(施設)名が変更の場合は変更前の病院(施設)名も「旧△△△病院」と記載してください。

お送りいただきました一覧表は、16年度データの確定のための作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。またデータが確定したあとは、電子化されたデータには個別の施設名は残りません。

## 3. 調査データの扱い

1) 都道府県・政令指定都市から送付された個票は、厚生労働省精神保健福祉課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経センター精神保健研究所にて分析を行います。

2) 本調査の結果は、厚生労働省精神保健福祉課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等に活用されます。

3) 本調査の個票は、データが確定した段階で、提出書類件数報告、個票とも処分いたします。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。

4) 調査結果は「精神保健福祉資料」にまとめ、都道府県・政令指定都市等にお返しします。

## 4. 作業スケジュール

別添4に調査開始から「精神保健福祉資料」作成までのスケジュールを示しました。平成17年2月の全国精神保健福祉主管課長会議には集計結果をお知らせできるよう進めたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

精神科病院数	
個票1	大学附属病院等
	上記以外の病院
	合計①
個票1	国立病院
	独立行政法人
	都道府県立病院
	その他の公立病院
	法人病院
	個人病院
合計②	

※合計①と合計②は同数となる。

個票1	指定病院数	
個票1	応急入院指定病院数	
個票1	老人性痴呆疾患センター設置病院数	
個票1	老人性痴呆疾患治療病棟または療養病棟を有する病院数	
個票5	精神科デイケア等を実施している精神科病院数	
個票10	平成15年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数	
個票10	平成16年6月1日の残留患者が1人以上の病院数	
個票14	精神科診療所数	
個票15	精神科デイケア等を実施している精神科診療所数	

精神科病院・精神科診療所を除くデイケア等を実施する施設数	
個票17	精神保健福祉センター
	その他
	合計

社会復帰施設等数	
個票19	生活訓練施設
	福祉ホーム
	入所授産施設
	グループホーム
	福祉ホームB型
個票21	通所授産施設
	小規模通所授産施設
	福祉工場
個票23	地域生活支援センター
合計	

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1	精神科病院の施設・病床の状況	枚
個票2	精神科病院の従事者数・入院料等の届出状況	枚
個票3	痴呆性疾患専門病棟の状況	枚
個票4	応急入院患者の状況	枚
個票5	精神科病院の精神科デイケア等の状況	枚
個票6	精神科病院の精神科デイケア等の性・年齢別実人員	枚
個票7	精神科病院在院患者の処遇	枚
個票8	精神科病院在院患者の状況	枚
個票9	在院期間・年齢別の在院患者数	枚

個票10	精神科病院の外來・入院状況	枚
個票11	精神科病院平成15年6月入院患者の状況	枚
個票12	平成16年6月1日残留患者の状況	枚
個票13	平成16年6月退院患者の状況	枚
個票14	精神科診療所の状況	枚
個票15	精神科診療所の精神科デイケア等の状況	枚
個票16	精神科診療所の精神科デイケア等の性・年齢別実人員	枚
個票17	精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の状況	枚
個票18	精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の性・年齢別実人員	枚

個票19	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・施設票】	枚
個票20	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・利用者票】	枚
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・施設票】	枚
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・利用者票】	枚
個票23	地域生活支援センターの状況【施設票】	枚
個票24	地域生活支援センターの状況【利用者票】	枚
個票25	精神医療審査会	枚
個票26	措置入院等の状況	枚
個票27	通院公費等の状況	枚
個票28	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票7、個票8、個票9、個票10、個票13の枚数は、精神病院数と一致すること。
- ・個票3の枚数は、個票1で老人性痴呆疾患治療病棟および療養病棟を有する病院数と一致すること。
- ・個票4の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票5の枚数は、精神科デイケア等を実施している精神病院数と一致すること。
- ・個票11の枚数は、個票10で平成15年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票12の枚数は、個票10で平成16年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、精神科デイケア等を実施している精神科診療所数と一致すること。
- ・個票17の枚数は、精神科病院および精神科診療所以外で、デイケア等を実施している施設数と一致すること。
- ・個票19、個票20の枚数は、社会復帰施設等で入所施設の数と一致すること。
- ・個票21、個票22の枚数は、社会復帰施設等で通所施設の数と一致すること。
- ・個票23、個票24の枚数は、地域生活支援センターの数と一致すること。

# 個票1 精神科病院の施設・病床の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

病院区分①	[いずれか1つに○印]
1. 大学附属病院等	..... 大学附属病院ならびに内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院(医師16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
2. 上記以外の病院	

病院区分②	[いずれか1つに○印]
1. 国立病院	5. 法人病院 (独立行政法人を除く)
2. 独立行政法人	
3. 都道府県立病院	6. 個人病院
4. その他の公立病院	

病院区分③	[各項目、どちらか1つに○印]
指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当 2. 非該当
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当 2. 非該当
精神科救急システム整備事業への参画	1. あり 2. なし
老人性痴呆疾患センター	1. 設置あり 2. 設置なし

精神科以外を含む 全病床数	床
------------------	---

※病床数に保護室分を含む。 ※(I)=(P)+(Q)=(R)+(S)、(II)=(J)+(K)=(L)+(M)となっていること。

	精神病棟		精神 病床数	計 (I)	保護室				計 (II)	施設できる個室				
	病棟数	電話設置 台数			モニター装置 あり(P)	なし(Q)	あり(R)	なし(S)		モニター装置 あり(J)	なし(K)	あり(L)	なし(M)	
														床
夜間外開放	棟	台	床	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室
終日閉鎖	棟	台	床	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室
上記以外	棟	台	床	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室

看護体制の1単位をもって  
1病棟とする。

医療法にもとづく病  
床数を記載。

「保護室」.....→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。  
「施設できる個室」.....→上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。

24時間使用可能な電話の台数を記入。  
例えば、「夜間外開放」と「個別開放」病棟の間に24時間使用できる電  
話が共用で設置されている場合、それぞれにカウントする。

「夜間外開放」  
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。  
「終日閉鎖」  
原則として終日、病棟の出入りを施錠している病棟。

(平成16年6月30日現在)

専門病棟等の状況																									
急性期		老人性痴呆疾患				精神療養				老人精神		アルコール		薬物		アルコール・薬物 混合		児童思春期		合併症		左記以外			
1	2	治療		療養		1		2		病棟数		病床数		病棟数		病床数		病棟数		病床数		病棟数		病床数	
病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

個票2の入院料等の届出状況にある区分に該当するものを記載。

在院患者のおおむね60%以上が65歳以上の高齢者であっ  
て、「老人性痴呆疾患専門病棟」に属さないもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アル  
コール使用による精神及び行動の  
障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神  
作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上  
が20歳未満であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」ま  
たは「アルコール以外の精神作用物質」で、それ  
ぞれ単独では50%に満たないもの。

結核・感染症などを合併し  
ている患者を、他の在院  
患者と区分して収容できる  
構造になっているもの。

## 個票2 精神科病院の従事者数・入院料等の届出状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。

「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

医師		うち 指定医		作業療法士		PSW				うち 精神保健福祉士		臨床心理 技術者		看護師		准看護師		看護補助者		
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	

「PSW」は、精神保健福祉法38条に基づく業務に専従するもの。そのうち精神保健福祉士の資格を有するものを内数で記入。

入院料等の届出状況					[該当するものすべてに○印]
1. 入院基本1	6. 入院基本6	11. 精神科救急入院料	16. 老人痴呆治療病棟	19の場合はその理由	
2. 入院基本2	7. 入院基本7	12. 急性期治療1	17. 老人痴呆療養病棟		
3. 入院基本3	8. 特別入院1	13. 急性期治療2	18. 老人性痴呆疾患療養病棟 の介護療養型医療施設		
4. 入院基本4	9. 特別入院2	14. 精神療養1	19. 非該当・不明		
5. 入院基本5	10. 特定機能病院入院基本料 (精神病棟Ⅰ群、Ⅱ群)	15. 精神療養2			

### 個票3 痴呆性疾患専門病棟の状況

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「痴呆性疾患専門病棟」に記入された施設のみ個票3を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

**在院期間別患者数は平成16年6月30日時点で、他の病棟での入院期間も含めて継続して入院している期間を記入。**

種別	合計	在院期間別患者数							
		1カ月未満	1カ月以上 3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
治療病棟									
療養病棟									

**平成15年6月1ヶ月間(30日間)で、痴呆性疾患専門病棟に入院(院内からの転棟を含む)した患者について記入すること。  
【治療病棟、療養病棟の状況を合算して記入。上段の合計値合算とはほとんどの場合一致しない。】**

平成15年6月 1ヶ月間の 入院・入棟患者数

家族と同居  
あるいは単  
身に関わら  
ず施設外  
で生活する  
者。

内訳	退院・退棟患者数											
	平成15年						平成16年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
介護保険施設等												
転院・転棟												
死亡												
合計												

平成16年 6月1日の 残留患者数

老人保健施設、老人介護施設、グループホーム等に退院した者。(障害者施設を含む)

入院患者が身体的疾患により転院・転棟した場合も、「転院・転棟」にカウントする。

**平成15年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の合計＋平成16年6月1日の残留患者数となる。**

## 個票4 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「病院区分③」の「応急入院指定病院」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

### 平成15年4月～平成16年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。

上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ'0'を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病の痴呆													
F01 血管性痴呆													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人の人格及び行動の障害													
F7 精神遅滞													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計	(i)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

### 下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入

計	応急入院後の状況								
	自院に継続入院				他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	措置入院	医療保護入院	任意入院	応急入院					
(ii)									

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となるよう記入すること



## 個票5 精神科病院の精神科デイケア等の状況

※精神科デイケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

**保険診療の請求を行っているサービスの、平成16年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。**

	実施日数	延利用者数	利用実人員		平成16年6月30日における利用実人員の居住地					
			うち 平成16年6 月1ヶ月間の 新規利用者		在宅	社会復帰施設等	高齢者施設	その他	不明	
精神科デイケア										
精神科ナイトケア										
精神科 デイナイトケア										
老人性痴呆疾患 デイケア										

重度痴呆患者デイケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「平成16年6月30日における利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

## 個票6 精神科病院の精神科デイケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

**「精神科デイケア」「精神科ナイトケア」「精神科デナイトケア」のいずれかを利用した者について、平成16年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。  
【平成16年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。老人性痴呆疾患デイケアは除く。】**

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病の痴呆													
F01 血管性痴呆													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人の人格及び行動の障害													
F7 精神遅滞													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に「0」を記入する。

# 個票7 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票8 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)、「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

「病棟計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。  
 「在院患者数合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他入院」の計と一致する。  
 「任意入院計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

		病棟			隔離室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
		計	夜間外開放	終日開放		
在 院 患 者 数	合計	(A)				
	措置入院	(B)				
	医療保護入院	(C)				
	任意入院	(D)				
	個別の処遇					
	開放処遇					
	開放処遇を制限 患者の意思による 開放以外の処遇					
その他入院	(E)					

(平成16年6月30日現在)

「措置入院」  
 他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」  
 精神保健福祉法に基づく緊急入院、応急入院および児童福祉法に基づく施設への入院等について計上する。

「夜間外開放」  
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟  
 「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

「終日開放」  
 原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいひ、12時間以上を越えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行つた患者数を計上する。

# 個票8 精神科病院在院患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

(平成16年6月30日現在)

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

疾患名	総数	年齢階級別患者数										入院形態別患者数							
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の 入院患者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害																			
F00 アルツハイマー病の痴呆																			
F01 血管性痴呆																			
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																			
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害																			
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																			
覚せい剤による精神及び行動の障害																			
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																			
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害																			
F3 気分(感情)障害																			
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																			
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																			
F6 成人の人格及び行動の障害																			
F7 精神遅滞																			
F8 心理的発達の障害																			
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																			
てんかん(F0に属さないものを計上する)																			
その他																			
合 計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(B)	(C)	(D)	(E)									

(1)(2)(3)(4)(5)は、各々「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票7 精神科病院在院患者の処遇」、「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

# 個票9 在院期間・年齢別の在院患者数

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票7 精神科病院在院患者の処遇」の(A)(B)(C)(D)(E)、「個票8 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。  
 また、(1)(2)(3)(4)は、各々「個票8 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

		区分	1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	合計
在 院 患 者 数	合計	20歳未満									(1)
		20歳以上40歳未満									(2)
		40歳以上65歳未満									(3)
		65歳以上75歳未満									(4)
		75歳以上									(5)
		計									(A)
	措置入院	20歳未満									
		20歳以上40歳未満									
		40歳以上65歳未満									
		65歳以上75歳未満									
		75歳以上									
		計									(B)
	医療保護入院	20歳未満									
		20歳以上40歳未満									
		40歳以上65歳未満									
		65歳以上75歳未満									
		75歳以上									
		計									(C)
	任意入院	20歳未満									
		20歳以上40歳未満									
40歳以上65歳未満											
65歳以上75歳未満											
75歳以上											
計										(D)	
その他入院	20歳未満										
	20歳以上40歳未満										
	40歳以上65歳未満										
	65歳以上75歳未満										
	75歳以上										
	計									(E)	

注:  
 過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成16年6月30日現在の入院形態を記入してください。  
 (例) 任意入院 | 医療保護入院  
 └──────────┬──────────┘  
 5年間  
 医療保護入院の5年以上10年未満の欄に記入。

# 個票10 精神科病院の外来・入院状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

## すべて、精神科の外来件数を記載。

平成15年 6月 1カ月間の 外来患者数 (N)	そのうち デイケア等 利用者数	平成15年6月 1カ月間の往診		平成15年6月 1カ月間の 訪問看護	
		実人数	延べ件数	実人数	延べ件数

外来患者数のうち、精神科デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、老人性痴呆疾患デイケアの延べ人数を記載。

この箇所のみ実人員で記入。

## 下表については、平成15年6月1ヶ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

平成15年 6月 1カ月間の 入院患者数	そのうち 平成15年3月～5 月の間に入院歴 のある患者数

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は"2"とカウントする。

家族と同居あるいは単身に関わらず施設外で生活する者。

各種社会復帰施設、グループホーム等に退院した者。  
(老人施設、障害者施設を含む)

内訳	退院患者数											
	平成15年						平成16年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
社会復帰施設等												
転院												
死亡												
合計												

平成16年 6月1日の 残留患者数 (Z)
--------------------------------

平成15年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成16年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院した場合も、「転院」にカウントする。

個票11 精神科病院平成15年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「個票10 精神科病院の入・退院状況」において、平成15年6月1ヶ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

(平成15年6月)

疾患名	総数	年齢階級別患者数					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病の痴呆										
F01 血管性痴呆										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人の人格及び行動の障害										
F7 精神遅滞										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(N)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(N)は、「個票10 精神科病院の入・退院状況」の「平成15年6月1ヶ月間の入院患者数」の(N)と同数になっていること。

個票12 平成16年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「個票10 精神科病院の入・退院状況」において平成15年6月に入院し、平成16年6月1日に退院しないままに残留している患者について、疾患別の患者数を記入してください。

(平成16年6月1日現在)

疾患名	総数	年齢階級別患者数					入院形態別患者数			
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病の痴呆										
F01 血管性痴呆										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人の人格及び行動の障害										
F7 精神遅滞										
F8 心理的発達の障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(Z)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(Z)は、「3-(1) 精神科病院の入・退院状況(個票10)」の「平成16年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。



個票13 平成16年6月退院患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

下表については、平成16年6月1ヶ月間に退院した患者についての状況を  
 年齢階級別・在院期間別に記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別・在院期間別患者数										退院時の状況	在院期間別							
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			1年未 満	1年以 上5年 未満	5年以 上10年 未満	10年以 上20年 未満	20年以 上			
		1年未 満	1年以 上	1年未 満	1年以 上	1年未 満	1年以 上	1年未 満	1年以 上	1年未 満	1年以 上									
F0 症状性を含む器質性精神障害																				
F00 アルツハイマー病の痴呆																				
F01 血管性痴呆																				
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																				
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害																				
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																				
覚せい剤による精神及び行動の障害																				
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害																				
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害																				
F3 気分(感情)障害																				
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																				
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																				
F6 成人の人格及び行動の障害																				
F7 精神遅滞																				
F8 心理的発達の障害																				
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																				
てんかん(F0に属さないものを計上する)																				
その他																				
合 計	(T)	(#1)	(\$1)	(#2)	(\$2)	(#3)	(\$3)	(#4)	(\$4)	(#5)	(\$5)									

退院時の状況	在院期間別				
	1年未 満	1年以 上5年 未満	5年以 上10年 未満	10年以 上20年 未満	20年以 上
家庭復帰等					
社会復帰施設等					
転 院					
死 亡					
計	(U)	(V)	(W)	(X)	(Y)

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(T)は、右上の「在院期間別」表の(U)～(Y)の計と同数となっていること。  
 (#1)(#2)(#3)(#4)(#5)の計は、(U)と同数となっていること。また、(\$1)(\$2)(\$3)(\$4)(\$5)の計は、(V)～(Y)の計と同数となっていること。

## 個票14 精神科診療所等の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

### ※以下のいずれかに該当する施設のみ、個票14を記入。

- ①精神科デイケア、精神科ナイトケア、精神科デイナイトケアまたは、老人性痴呆疾患デイケアを実施している診療所。
- ②精神病床を有しない病院の精神科外来。
- ③精神保健福祉行政の主管課で把握している主たる診療科目を「精神科」「神経科」としている診療所および精神病床を有しない病院。  
ただし、特別養護老人ホーム、家裁医務室、企業診療所等一般住民を対象としない施設は除く。

診療所名・病院外来名

### 1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。  
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

医師		うち 指定医		作業療法士		PSW		うち 精神保健福祉士		臨床心理技術者		看護師		准看護師		その他の常勤従業者
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	

「PSW」は、精神保健福祉法38条に基づく業務に専従するもの。そのうち精神保健福祉士の資格を有するものを内数で記入。

看護補助者は常勤者のみここに計上する。

### 2) 患者数

平成16年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。  
【平成16年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】

#### 6月30日の精神科外来患者の病名内訳

主たる病名が精神保健福祉法第5条の「精神障害者」である者	左記以外の者

### 3) 外来・往診・訪問看護

平成16年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。  
【すべて精神科の述べ人数を記載】

平成16年6月1か月間の外来患者数	平成16年6月1か月間の往診件数		平成16年6月1か月間の訪問看護実施件数	
そのうち デイケア等 利用者数	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数

# 個票15 精神科診療所等の精神科デイケア等の状況

※精神科デイケア等を実施している診療所で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

**保険診療の請求を行っているサービスの、平成16年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。**

	実施日数	延利用者数	利用実人員		平成16年6月30日における利用実人員の居住地					
			うち 平成16年6 月1ヶ月間の 新規利用者		在宅	社会復帰施設等	高齢者施設	その他	不明	
精神科デイケア										
精神科ナイトケア										
精神科 デイナイトケア										
老人性痴呆疾患 デイケア										

重度痴呆患者デイケア料の請求  
を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)  
の新規利用者を内数で  
記入。

左表「利用実人員」と、  
右表「平成16年6月30  
日における利用実人員  
の居住地」の「在宅」～  
「不明」の計が、一致す  
るように記入。

グループホーム、  
福祉ホームB型を  
含む。

介護保険における施設  
サービス、高齢対象グ  
ループホーム。

**個票16 精神科診療所等の精神科デイケア等の性・年齢別実人員**

※精神科デイケア等を実施している診療所で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

**「精神科デイケア」「精神科ナイトケア」「精神科デイナイトケア」のいずれかを利用した者について、平成16年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。  
【平成16年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。老人性痴呆疾患デイケアは除く。】**

	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病の痴呆													
F01 血管性痴呆													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人の人格及び行動の障害													
F7 精神遅滞													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

# 個票17 精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイケア等の状況

※厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

設置者名

施設の種類	[該当するものいずれか1つに○印]
1. 精神保健福祉センター	
2. その他 (具体的に: )	

## 保険診療の請求を行っているサービスの、平成16年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延利用者数	利用実人員		平成16年6月30日における利用実人員の居住地					
			うち 平成16年6月1ヶ月間の 新規利用者		在宅	社会復帰施設等	高齢者施設	その他	不明	
精神科デイケア										
精神科ナイトケア										
精神科 デイナイトケア										
老人性痴呆疾患 デイケア										

重度痴呆患者デイケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「平成16年6月30日における利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

**個票18 精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイケア等の性・年齢別実人員**

※厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

**「精神科デイケア」「精神科ナイトケア」「精神科デイナイトケア」のいずれかを利用した者について、平成16年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。  
【平成16年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。老人性痴呆疾患デイケアは除く。】**

	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病の痴呆													
F01 血管性痴呆													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人の人格及び行動の障害													
F7 精神遅滞													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票19 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・施設票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

施設名	
-----	--

<b>施設の種類</b> [該当するものいずれか1つに○印]	
1. 生活訓練施設	4. グループホーム
2. 福祉ホーム	5. 福祉ホームB型
3. 入所授産施設	

<b>開設者</b> [該当するものいずれか1つに○印]		<b>開設年月</b>
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	年 (西暦で記入)
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	月
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )	
5. 社団・財団法人		

補助事業の対象となった年月を記載。

<b>運営者</b> [該当するものいずれか1つに○印]	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )
5. 社団・財団法人	

1日8時間、週4日以上(週計32時間)勤務している職員をいう。

週1日以上定期的に勤務している常勤以外の職員をいう。

常勤職員数		非常勤職員数	
うち 相談業務従事者数		うち 相談業務従事者数	

業務として行っているものを計上する。

常勤職員の資格取得者等の状況 (内数で精神保健福祉士の取得者数を計上。)

医師	精神科ソーシャルワーカー等		看護師・保健師		作業療法士		臨床心理技術者		専門技能を有するもの	
	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士

精神保健福祉士試験に合格したもので、医師・看護師・保健師・作業療法士の資格を有しない者はここに計上する。

指導員等はここに計上する

平成16年6月30日現在の、部屋数を下欄に記入。「個室以外の部屋」は、各部屋の定員の計も記入。

個室 部屋数	個室以外の部屋	
	部屋数	定員 計
(w)		(x)

「個室部屋数(w)」と個室以外の部屋の「定員計(x)」の合計が、「個票20 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・利用者票】」の「定員(v)」と一致するように記入する。  
(v) = (w) + (x)

授産施設については、事業内容に該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他 (具体的に: )
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

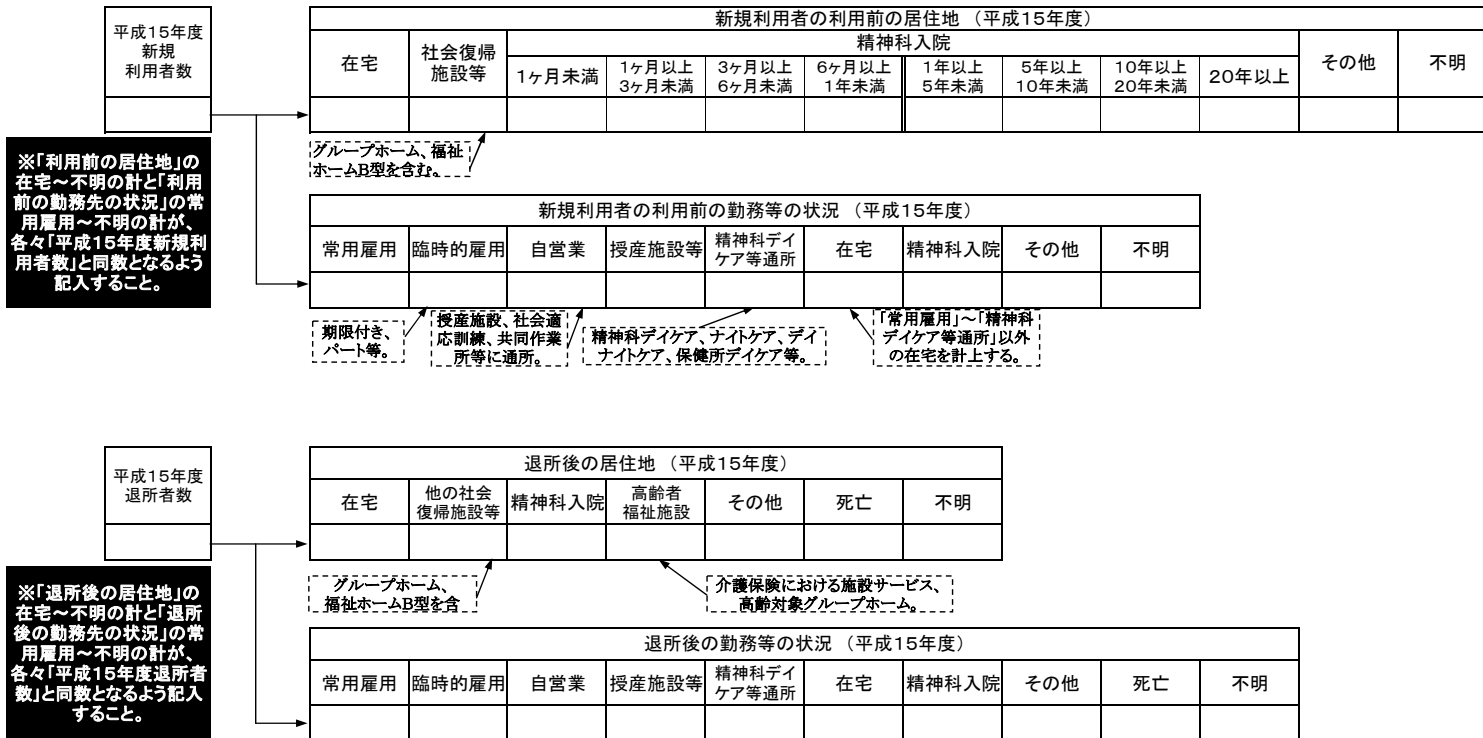
個票20 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・利用者票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

定員	合計	平成16年6月30日現在の利用実人員数									
		性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(v)											

※「性・年齢区分別」20歳未満男性～65歳以上女性の計と、「平成16年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。





個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・施設票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

施設名	
-----	--

施設の種別		〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 生活訓練施設	4. グループホーム		
2. 福祉ホーム	5. 福祉ホームB型		
3. 入所授産施設			

平成16年 6月1ヶ月 の施設稼 働日数	
-------------------------------	--

業務を行った日数を計上する。

開設者		〔該当するものいずれか1つに○印〕		開設年月
1. 社会福祉法人	6. NPO法人			年
2. 医療法人	7. その他の法人			(西暦で記入)
3. 都道府県	8. 任意団体			月
4. 市町村 (広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )			
5. 社団・財団法人				

補助事業の対象となった年月を記載。

運営者		〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人		
2. 医療法人	7. その他の法人		
3. 都道府県	8. 任意団体		
4. 市町村 (広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )		
5. 社団・財団法人			

1日8時間、週4日以上(週計32時間)勤務している職員をいう。

週1日以上(週計32時間)勤務している常勤以外の職員をいう。

常勤職員数		非常勤職員数	
うち 相談業務従事者数		うち 相談業務従事者数	

業務として行っているものを計上する。

常勤職員の資格取得者等の状況 (内数で精神保健福祉士の取得者数を計上。)

医師	精神科ソーシャルワーカー等		看護師・保健師		作業療法士		臨床心理技術者		専門技能を有するもの	
	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士	うち 精神保健福祉士

精神保健福祉士試験に合格したもので、医師・看護師・保健師・作業療法士の資格を有しない者はここに計上する。

指導員等はここに計上する

授産施設については、事業内容に該当するものすべてに○印を記入すること。

1. クリーニング	5. 縫製	9. 福祉サービス
2. パン・食品製造	6. 部品組み立て・加工	10. その他 (具体的に: )
3. 情報サービス	7. 印刷・出版	
4. 喫茶・食堂	8. 木工	

個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・利用者票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

定員	合計	平成16年6月30日現在の利用実人員数									
		性・年齢階級別									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性

※「性・年齢区分別」20歳未満男性～65歳以上女性の計と、「平成16年6月30日現在の利用実人員」合計と同数となるよう記入すること。

平成15年度 新規 利用者数	新規利用者の利用前の居住地（平成15年度）											
	在宅	社会復帰施設等	精神科入院								その他	不明
			1ヶ月未満	1ヶ月以上3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上		

※「利用前の居住地」の在宅～不明の計と「利用前の勤務先の状況」の常用雇用～不明の計が、各々「平成15年度新規利用者数」と同数となるよう記入すること。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

新規利用者の利用前の勤務等の状況（平成15年度）								
常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	不明

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。

「常用雇用」～「精神科デイケア等通所」以外の在宅を計上する。

平成15年度 退所者数	退所後の居住地（平成15年度）						
	在宅	他の社会復帰施設等	精神科入院	高齢者福祉施設	その他	死亡	不明

※「退所後の居住地」の在宅～不明の計と「退所後の勤務先の状況」の常用雇用～不明の計が、各々「平成15年度退所者数」と同数となるよう記入すること。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

退所後の勤務等の状況（平成15年度）									
常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神科デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。

「常用雇用」～「精神科デイケア等通所」以外の在宅を計上する。

個票23 地域生活支援センターの状況【施設票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

施設名	
-----	--

平成16年 6月1ヶ月 の施設稼 働日数	業務を行った 日数を計上す る。
-------------------------------	------------------------

開設者		開設年月
〔該当するものいずれか1つに○印〕		
1. 社会福祉法人	6. NPO法人	年 (西暦で記入)
2. 医療法人	7. その他の法人	
3. 都道府県	8. 任意団体	月
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )	
5. 社団・財団法人		

補助事業の対  
象となった年  
月を記載。

運営者	
〔該当するものいずれか1つに○印〕	
1. 社会福祉法人	6. NPO法人
2. 医療法人	7. その他の法人
3. 都道府県	8. 任意団体
4. 市町村(広域行政組合を含む)	9. その他 (具体的に: )
5. 社団・財団法人	

1日8時間、週4日以上(週  
計32時間)勤務している職  
員をいう。

週1日以上定期的に勤務を  
している常勤以外の職員を  
いう。

常勤職員数		非常勤職員数	
うち 相談業 務従事者数		うち 相談業 務従事者数	

業務として行っ  
ているものを計  
上する。

常勤職員の資格取得者等の状況 (内数で精神保健福祉士の取得者数を計上。)

医師	精神科ソーシャルワーカー等		看護師・保健師		作業療法士		臨床心理技術者		専門技能を有するもの	
	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	うち 精神保 健福祉士	

精神保健福祉士試験に合格したもので、医師・看護師・保健師・作  
業療法士の資格を有しない者はここに計上する。

指導員等はここに計上する

個票24 地域生活支援センターの状況の状況【利用者票】

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
施設コード	

社会福祉事業法に基づく届出があった施設については補助を受けなくても記入。

平成15年度新規利用者数

新規利用者の利用前の居住地（平成15年度）											
在宅	社会復帰施設等	精神科入院								その他	不明
		1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		

※「利用前の居住地」の在宅～不明の計と「利用前の勤務先の状況」の常用雇用～不明の計が、各々「平成15年度新規利用者数」と同数となるよう記入すること。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

新規利用者の利用前の勤務等の状況（平成15年度）								
常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	不明

期限付き、パート等。 授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。 精神科デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。 「常用雇用」～「精神科デイケア等通所」以外の在宅を計上する。

平成15年度退所者数

退所後の居住地（平成15年度）						
在宅	他の社会復帰施設等	精神科入院	高齢者福祉施設	その他	死亡	不明

※「退所後の居住地」の在宅～不明の計と「退所後の勤務先の状況」の常用雇用～不明の計が、各々「平成15年度退所者数」と同数となるよう記入すること。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。 介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

退所後の勤務等の状況（平成15年度）									
常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明

期限付き、パート等。 授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。 精神科デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。 「常用雇用」～「精神科デイケア等通所」以外の在宅を計上する。

「施設の種別」が「地域生活支援センター」の場合は、事業・活動の件数を下欄に記入。  
【実績のない場合は"0"を記入すること。】

全登録者数	地域生活支援センター(平成15年度)				受託市町村数
	新規登録者数	電話相談件数	面接相談件数	訪問相談件数	

平成15年6月30日時点の登録者総数。

平成15年6月30日現在の精神障害者社会復帰施設または居宅生活支援事業もしくは社会適応訓練事業の利用に関する相談・助言の受託市町村数。

個票25 精神医療審査会

都道府県・市コード

事務等

「退院請求」「処遇改善請求」の状況については、平成15年度に受理した合計件数を厚生省報告例と十分に整合性をとって記入。  
 【「複数回」欄には、平成15年度において、複数回請求した者がある場合には、内数で人数を記入。】

平成15年度「退院等請求」の実績

区分	退院等請求件数		請求者内訳								請求者に対する審査結果および理由の要旨の通知時期		
			本人		代理人		保護者		扶養義務者等				
	(*)	うち 複数回	(p)	うち 複数回	(q)	うち 複数回	(r)	うち 複数回	(s)	うち 複数回	1ヶ月以内 (x)	1ヶ月超 (y)	その他 (z)
措置入院者													
医療保護入院者													
任意入院者													
その他													
合計													

各区分ならびに合計において、「請求者内訳」の(p)(q)(r)(s)の計、および「請求者に対する審査結果および理由の要旨の通知時期」の(x)(y)(z)の計は、それぞれ「件数」(\*)と同数になっていること。 (\*1)=(p)+(q)+(r)+(s)=(x)+(y)+(z)

平成15年度「処遇改善請求」の実績

区分	処遇改善請求件数		請求者内訳							
			本人		代理人		保護者		扶養義務者等	
	(*2)	うち 複数回	(d)	うち 複数回	(e)	うち 複数回	(f)	うち 複数回	(g)	うち 複数回
措置入院者										
医療保護入院者										
任意入院者										
その他										
合計										

各区分ならびに合計において、「請求者内訳」の(d)(e)(f)(g)の計は、「件数」(\*2)と同数になっていること。 (\*2)=(d)+(e)+(f)+(g)

審査会

平成16年6月1ヶ月間「退院等請求」事務等

区分	平成16年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成16年6月1ヶ月間「処遇改善請求」事務等

区分	平成16年6月1ヶ月間事務局対応件数			
	計	うち 電話による問い合わせ・請求	うち 書面による問い合わせ・請求	うち その他
措置入院者				
医療保護入院者				
任意入院者				
その他				
合計				

平成16年度「精神医療審査会」の構成

合議体数	委員総数			
	計	そのうち精神障害者の医療に関し学識経験を有するもの	そのうち法律に関し学識経験を有するもの	そのうちその他の学識経験を有するもの

個票26 措置入院等の状況

都道府県・市コード

1) 措置入院

平成15年4月1日から16年3月31日までの1年間を計上。

	申請または 通報件数 (h)	措置診察			措置入院の ための移送 の実施	行動制限	措置診察の結果		
		実施せず (i)	1次診察のみ 実施 (ii)	2次診察まで 実施 (iii)			措置入院 (j)	措置以外 の入院 (k)	入院以外 の処遇 (m)
23条									
24条									
25条									
25条の2									
26条									
26条の2									
27条2項									

「措置診察」の「実施せず(i)」「1次診察のみ実施(ii)」「2次診察まで実施(iii)」の計は、「申請または通報件数」に一致する。(h)=(i)+(ii)+(iii)

第29条の2の2第1項に基づく移送を行った人数を計上。

第29条の2の2第3項に基づく行動制限を行った人数を計上。  
「措置診察の結果」の「措置入院(j)」「措置以外の入院(k)」「入院以外の処遇(m)」の計は、「措置診察」の「1次診察のみ実施(ii)」「2次診察まで実施(iii)」の計に一致する。(j)+(k)+(m)=(ii)+(iii)

2) 平成15年6月1ヶ月間の措置入院者の転帰 (23条、24条、25条)

平成15年6月1ヶ月間に措置入院者について、症状消退届が提出された時点の転帰を記入する。

	平成15年 6月1ヶ月間 の措置入院者	合計	平成16年6月1日までに症状消退届が提出された人数				
			症状消退届が提出された時点の転帰				
			入院継続	通院医療	転医	死亡	その他
23条							
24条							
25条							

各条文において、「平成16年6月1日までに症状消退届が提出された人数」合計は、「症状消退届が提出された時点の転帰」の「入院継続」から「その他」の計と一致する。

症状消退届の「措置解除後の処置に関する意見」の記述に基づいて記入。

3) 緊急措置入院 (第29条の2)

診察の実施 (n)	緊急措置 入院不要 (a)	緊急措置入院後の処遇		
		措置入院 (b)	措置入院以外 の入院 (c)	入院以外 の処遇 (d)

「緊急措置入院不要(a)」と「緊急措置入院後の処遇」の「措置入院(b)」「措置入院以外の入院(c)」「入院以外の処遇(d)」の計は、「診察の実施(n)」に一致する。(n)=(a)+(b)+(c)+(d)

4) 医療保護入院および応急入院のための移送 (第34条)

事前調査件 数	指定医の診察	
	移送の実施	行動制限

平成15年4月1日から平成16年3月末までの1年間を計上する。

第34条に基づく移送を行った人数を計上。

第34条の4に基づく行動制限を行った人数を計上。

個票27 通院公費等の状況

都道府県・市コード

1)法32条

平成15年4月1日から16年3月31日の間に申請があった件数と、そのうちで交付決定のあった件数を記入。

申請数	交付決定数

2)精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成16年3月末現在で手帳を所持している者の数を記入。

1級	2級	3級

3)社会適応訓練

平成16年6月30日現在		
協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数

登録されている協力事業所の総数を記入。

平成15年度											
新規利用者数	利用修了者数	利用修了者の状況									
		常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明

期限付き、パート等。

授産施設、社会適応訓練、共同作業所等に通所。

精神化デイケア、ナイトケア、デイナイトケア、保健所デイケア等。

「常用雇用」～「精神科デイケア等通所」以外の在宅を計上する。

※「利用修了者の状況」の常用雇用～不明の計と「利用修了者数」が同数となるよう記入すること。

個票28 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

都道府県・市コード

平成16年6月1ヵ月分(30日間)の状況を記入。  
【1級～3級のいずれかの交付者について記入。】

	総数	年齢階級別交付者											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病の痴呆													
F01 血管性痴呆		※「F0 症状性を含む器質性精神障害」の内訳は記入する必要はありません。											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 精神分裂病、分裂病型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人の人格及び行動の障害													
F7 精神遅滞													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月1ヶ月分の、交付者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。











# 二次医療圏コード

都道府県・市コード番号	H16年コード番号 ※1から通し番号で記載。	医療圏名	変更状況 ※新規・廃止・欠番・統合などの状況を記入。医療圏名が変更の場合は変更前の医療圏名も「△△△医療圏」と記載。

表1. 調査票の新設・削除(15年度→16年度)

		15年度		16年度
総括表	提出書類件数報告			提出書類件数報告
個票	1-(1) 精神病院の施設・病床の状況(個票1)		→	個票1 精神病院の施設・病床の状況
	1-(2) 精神病院の従事者数・入院料等の届出状況(個票2)		→	個票2 精神病院の従事者数・入院料等の届出状況
	1-(3) 痴呆性疾患専門病棟の状況(個票3)		→	個票3 痴呆性疾患専門病棟の状況
	1-(4) 応急入院患者の状況(個票4)		→	個票4 応急入院患者の状況
	1-(5) 精神病院の精神科デイケア等の状況(個票5)		→	個票5 精神病院の精神科デイケア等の状況
	1-(6) 精神病院の精神科デイケア等の性・年齢別実人員(個票6)		→	個票6 精神病院の精神科デイケア等の性・年齢別実人員
	2-(1) 精神病院在院患者の処遇(個票7)		→	個票7 精神病院在院患者の処遇
	2-(2) 精神病院在院患者の状況(個票8)		→	個票8 精神病院在院患者の状況
	2-(3) 在院期間・年齢別の在院患者数(個票9)		→	個票9 在院期間・年齢別の在院患者数
	3-(1) 精神病院の入・退院状況(個票10)		→	個票10 精神科病院の外来・入院状況
	3-(2) 精神病院平成14年6月入院患者の状況(個票11)		→	個票11 精神科病院平成15年6月入院患者の状況
	3-(3) 平成15年6月1日残留患者の状況(個票12)		→	個票12 平成16年6月1日残留患者の状況
	3-(4) 平成15年6月退院患者の状況(個票13)		→	個票13 平成16年6月退院患者の状況
	4-(1) 精神科診療所等の状況(個票14)		→	個票14 精神科診療所の状況
	4-(2) 精神病院以外の精神科デイケア等の状況(個票15)		→	個票15 精神科診療所の精神科デイケア等の状況
	4-(3) 精神科診療所等の精神科デイケア等の性・年齢別実人員(個票16)		→	個票16 精神科診療所の精神科デイケア等の性・年齢別実人員
	5-(1) 精神病院・精神科診療所等以外の精神科デイケア等の状況(個票17)		→	個票17 精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の状況
	5-(2) 精神病院・精神科診療所等以外の精神科デイケア等の性・年齢別実人員(個票18)		→	個票18 精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の性・年齢別実人員
	6-(1) 精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用](個票19)		→	個票19 精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・施設票]
				個票20 精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・利用者票]
	6-(2) 精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用](個票20)		→	個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・施設票]
				個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・利用者票]
	6-(3) 地域生活支援センターの状況(個票21)		→	個票23 地域生活支援センターの状況[施設票]
				個票24 地域生活支援センターの状況[利用者票]
	7 精神医療審査会(個票22)		→	個票25 精神医療審査会
	8-(1) 措置入院等の状況(個票23)		→	個票26 措置入院等の状況
	8-(2) 通院公費等の状況(個票24)		→	個票27 通院公費等の状況
	8-(3) 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数(個票25)		→	個票28 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数

## 表2. 新設・削除頁以外での変更点

(15年度→16年度)

### ●提出書類件数報告

個票の変更に応じた変更

### ●個票

個票1	精神病院の施設・病床の状況
	<p>病院区分の選択において選択肢内容の変更</p> <p>病棟数・病床数・保護室数・施錠できる個室数の記入欄で、「夜間外開放」・「個別開放」・「終日閉鎖」の3区分を「夜間外開放」・「終日閉鎖」・「上記以外」の3区分に。保護室数・施錠できる個室数の記入欄は、モニター装置・トイレの有無ごとに上記3区分を記入する方式に変更</p> <p>「専門病棟等の状況」で、その他(「左記以外」)欄を追加</p>
個票2	精神病院の従業員数・入院料等の届出状況
	内容の変更なし
個票3	痴呆性疾患専門病棟の状況
	内容の変更なし
個票4	応急入院患者の状況
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票5	精神科病院の精神科デイケア等の状況
	内容の変更なし
個票6	精神科病院の精神科デイケア等の性・年齢別実人員
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票7	精神科病院在院患者の処遇
	「隔離患者数」「身体拘束患者数」を、総数を問う方式から入院の種類ごとにも問う方式に
個票8	精神科病院在院患者の状況
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票9	在院期間・年齢別の在院患者数
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票10	精神病院の外来・入院状況
	内容の変更なし
個票11	精神病院平成15年6月入院患者の状況
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票12	平成16年6月1日残留患者の状況
	年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)

個票13	平成16年6月退院患者数の状況 年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」) 各年齢階級ごとに1年未満と1年以上に記入欄を分割
個票14	精神科診療所等の状況 6/30の初診・再来患者数の記入欄を削除
個票15	精神科診療所等の精神科デイケア等の状況 内容の変更なし
個票16	精神科診療所等の精神科デイケア等の性・年齢別実人員 年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票17	精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の状況 内容の変更なし
個票18	精神科病院・精神科診療所以外の精神科デイケア等の性・年齢別実人員 年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票19	精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・施設票]
個票20	精神障害者社会復帰施設等の状況[入所施設用・利用者票] 個票19を個票19・20の2つに分割 6月1ヶ月間の施設稼働日数記入欄を新設 常勤・非常勤職員数記入欄に、相談業務従事者の内訳記入欄を追加 利用実人員数の年齢区分に追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・施設票]
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況[通所施設用・利用者票] 個票20を個票21・22の2つに分割 施設種類の選択肢の全変更 6月1ヶ月間の施設稼働日数記入欄を新設 常勤・非常勤職員数記入欄に、相談業務従事者の内訳記入欄を追加 利用実人員数の年齢区分に追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)
個票23	地域生活支援センターの状況[施設票]
個票24	地域生活支援センターの状況[利用者票] 個票21を個票23・24の2つに分割 6月1ヶ月間の施設稼働日数記入欄を新設 常勤・非常勤職員数記入欄に、相談業務従事者の内訳記入欄を追加
個票25	精神医療審査会 退院・処遇改善各々に対する、事務局相談件数記入欄の追加
個票26	措置入院等の状況 記述を「27条」から「27条2項」に変更
個票27	通院公費当の状況 内容の変更なし
個票28	性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数 年齢区分の追加(「65歳以上」→「65歳以上75歳未満」・「75歳以上」)



## 都道府県・指定都市コード

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄			
41	42	43	44	45	46	47			
札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
広島市	北九州市	福岡市							
58	59	60							

## 別添 4

### 調査票回収後の作業内容とタイムスケジュールについて

調査票をご返送いただいた後の作業について説明いたします。

まず、調査票のデータを入力してデータベースを作成します。次に、このデータベースをもとにデータ内容の確認を行い、矛盾点があった場合には都道府県・政令市に問い合わせをして修正をします。そして、全てのデータについて修正が終わった段階で確定版のデータベースが完成し、集計作業が開始できます。

これまでの実績からいって、データの入力を始めてから確定版のデータベースの完成まで最低 2 ヶ月かかり、データの集計には最低 1 ヶ月かかります。よって、2 月の全国主管課長会議で集計結果を報告するためには、11 月にはデータの入力を開始できるよう、下記のタイムスケジュールで作業を進めて行くことが必要です。

平成 16 年 8 月中旬までに	調査依頼を配布
平成 16 年 10 月末までに	調査票の回収を完了
平成 16 年 12 月末までに	入力作業とデータの確認・問い合わせを完了
平成 17 年 1 月末までに	データの集計を完了
平成 17 年 2 月に	全国主管課長会議で集計結果を報告